

第6章

都市機能と居住を 誘導するための 取組

1 施策体系

2 誘導施策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

都市機能と居住を
誘導するための取組

第7章

第8章

参考資料



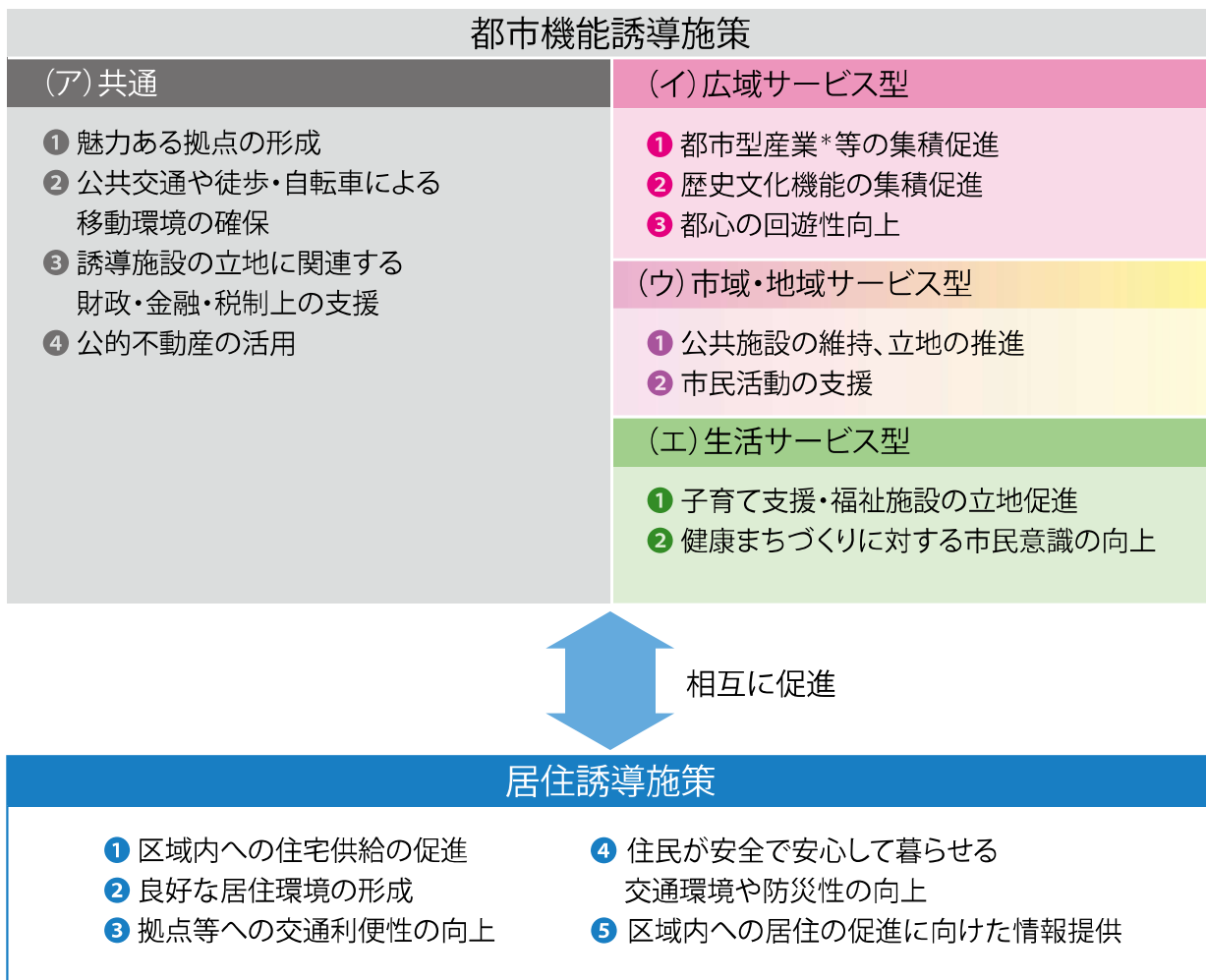
第6章

都市機能と居住を誘導するための取組

1 施策体系

立地の適正化に関するまちづくりの方針に基づき、都市機能と居住を誘導するための施策を以下のとおり設定します。都市機能誘導と居住誘導の各施策は互いの誘導が促進されることを前提に設定しています。計画の実効性を高めるため、運用時には庁内関連部局と連携し、取組の充実・推進を図ります。

[表 6-1 施策体系]





2 誘導施策

1 都市機能誘導に関する施策

(ア) 共通

1 魅力ある拠点の形成

- 市街地開発事業(土地区画整理事業*や市街地再開発事業*等)の実施
- 誘導施設の立地に適した都市計画の変更
- 都市機能誘導に資する拠点への公共施設の配置・整備の実施
- 安全な拠点形成に向けた、誘導区域内での防災対策の実施
- それぞれの地域の魅力を感じる個性的な市街地景観の形成
- 質・量ともに充実した公共施設緑化の推進、市民に親しまれるみどりの育成
- 「浜松市土地利用方針」に基づく都心や拠点などへの役割分担や地域特性に応じた都市機能の集積

2 公共交通や徒歩・自転車による移動環境の確保

- 誘導区域間の移動促進に向けた、交通ネットワーク形成
- 公共交通結節機能の強化・向上、バス停環境改善
- 安全な移動環境の確保に向けた、歩道・自転車走行空間の整備
- 公共交通の利用促進・啓発事業の実施

3 誘導施設の立地に関連する財政・金融・税制上の支援

- 誘導施設整備への国庫補助制度等の活用
- 民間都市開発推進機構による金融上の支援
- 誘導施設の区域内への立地に対する租税特別措置法の税制優遇
- 誘導施設事業者に対する財政・金融・税制上の支援メニュー等に関する積極的な情報提供

4 公的不動産の活用

- 公的不動産の活用に向けた庁内の情報共有と活用
- 立地適正化計画を踏まえた公的不動産の活用に関する積極的な情報発信と活用(関連情報のパンフレット配布、ホームページ掲載等)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

都市機能と居住を
誘導するための取組

第7章

第8章

参考資料

(イ) 広域サービス型

1 都市型産業等の集積促進

- 浜松市商業集積ガイドラインに基づく大型商業施設等の立地誘導
- 新たな産業の起業・集積促進、都心部での雇用創出、文化創造拠点の形成に向けた建物のリノベーションや低未利用地の活用
- 中心市街地活性化に向けた施策の推進
 - ・公共空間の利活用推進事業（イベント開催等） 等
- 浜松市創業支援等事業計画*に基づく相談支援体制整備、人材育成、資金支援

2 歴史文化機能の集積促進

- 歴史・文化のシンボル拠点としての浜松城公園再整備
- 市民が良質な音楽文化に触れる機会の創出
 - ・まちなかコンサートの開催
 - ・こども音楽鑑賞教室の開催 等
- 市民が安全で快適に利用できる芸術文化とコンベンション*の拠点施設の運営

3 都心の回遊性向上

- 都心の回遊性向上に資するバリアフリー化
- 魅力ある空間形成のためのオープンスペースの確保、歩行者空間の整備、花やみどりによる演出等推進
- 快適な歩行空間を創出する緑陰の形成
- 風格と魅力をそなえた都心のまち並み景観の形成

(ウ) 市域・地域サービス型

1 公共施設の維持、立地の推進

- 拠点的な公共施設再編の際、誘導区域内への立地の優先的な検討
- 市民サービス提供体制の検討結果と連携した庁舎機能の立地検討

2 市民活動の支援

- 市民活動団体の活動活発化に資する、主体的に実施する創造的な取組への支援

(エ) 生活サービス型

1 子育て支援・福祉施設の立地促進

- 幼児教育・保育施設の誘導
- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 特定障害福祉サービス事業所の立地優遇
※特定障害福祉サービス：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

2 健康まちづくりに対する市民意識の向上

- 出前講座、啓発資料の配布・ホームページ掲載等を通じ、将来を見据えた「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」の必要性を積極的に広報
- ウォーキングなどの健康づくりの取組の支援（拠点内を歩いて暮らせるライフスタイルの習慣化）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

都市機能と居住を
誘導するための取組

第7章

第8章

参考資料

2 居住誘導に関する施策

1 区域内への住宅供給の促進

- 既存住宅の住宅性能表示制度等の普及と市民の住まいに関する知識の向上
- サービス付き高齢者向け住宅の立地を居住誘導区域へ誘導
- 障がい者の共同生活援助(グループホーム)の立地優遇

2 良好な居住環境の形成

- 市街地開発事業(土地区画整理事業や市街地再開発事業等)の実施
- 誰もが気軽に利用できる身近な公園整備
- まち並みの統一や美観を創出する街路樹の整備
- まち並み景観づくりの取組による、次代へ継承する暮らしの景観形成
- 「浜松市土地利用方針」に基づくコンパクトでメリハリのある土地利用の推進による良好な居住環境の形成

3 拠点等への交通利便性の向上

- 誘導区域間の移動促進に向けた、交通ネットワーク形成
- 公共交通結節機能の強化・向上、バス停環境改善
- 公共交通の利用促進・啓発事業の実施

4 住民が安全で安心して暮らせる交通環境や防災性の向上

- 安全な移動環境の確保に向けた、街路空間の整備
- 住民が安全で安心して暮らせる地域の確保に向けた防災対策の実施

5 区域内への居住の促進に向けた情報提供

- 出前講座、啓発資料の配布・ホームページ掲載等を通じ、将来を見据えた「コンパクトでメリハリ」の効いたまちづくりの必要性を積極的に広報